

後期高齢者医療制度

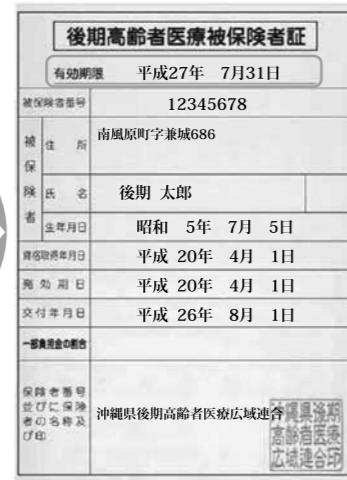
被保険者の皆様へ

平成26年8月から被保険者証が切り替わります

(有効期限が平成27年7月31日となります)



被保険者証
の色(ピンク)
の変更はありません



新しい被保険者証は、7月下旬までに南風原町役場から郵送又は窓口等で交付します。
8月からは、医療機関の窓口に新しい被保険者証を提示してください。
被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

国保年金課窓口



「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

●減額認定証とは?

後期高齢者医療の被保険者で住民税非課税世帯の方が療養(入院・外来)を受ける場合には、減額認定証を被保険者証に添えて医療機関の窓口で提示することにより、一部負担金限度額の適用及び入院時の食事代等が減額されます。

減額認定証の交付は、広域連合にて認定された該当者については8月の定期更新時に被保険者証と同封します。なお、初めて申請する時等は、原則申請手続きが必要になりますので、南風原町役場国保年金課で被保険者証、印かんをご持参の上、申請してください。減額認定証は申請した月の初日から適用となります。

■自己負担限度額

所得区分	外来+入院(世帯単位)の限度額	食事代の自己負担額(1食あたり)
一般	44,400円	260円
区分(低所得)Ⅱ	24,600円	90日までの入院(長期入院非該当) 210円 過去12カ月以内に90日を超える入院(長期入院該当)※ 160円
区分(低所得)Ⅰ	15,000円	100円

※長期入院該当候補者の方は申請が必要です!!

平成25年8月から平成26年7月の減額認定証(区分Ⅱに該当する期間のうち、入院日数が90日をこえる方)は、申請するとさらに食事代が減額されます。申請を希望される方は、医療機関が発行した直近3ヶ月分の入院日数が確認できるもの(領収書など)を持参して市町村後期高齢者医療担当窓口にてお手続きください。

■該当する方

区分(低所得)Ⅰ: 世帯員全員が住民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方(年金の控除額を80万円として計算)

区分(低所得)Ⅱ: 世帯員全員が住民税非課税の方 [区分(低所得)Ⅰに該当する方を除く]

■減額認定証が交付できない方

平成26年7月31日有効期限の減額認定証をお持ちの方であっても、平成26年度住民税課税世帯に属する方については減額認定証の認定要件に該当いたしません。

世帯構成員に平成26年度所得が不明の方(未申告者)がいる場合は、所得の定期判定ができません。申告により住民税非課税世帯に属する方で、交付を希望される方は申請してください。

お問い合わせ/国保年金課 後期高齢者医療係 ☎889-1798

「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金」のお知らせ 2つの給付金申請受付開始!

申請期間

平成26年7月1日(火)~10月1日(水)

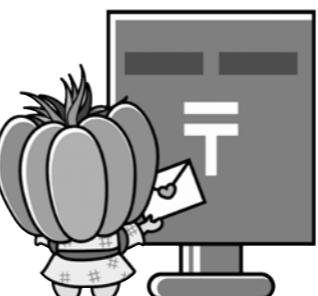
※申請期間を過ぎると、受給できなくなりますのでご注意ください。

申請方法

給付金支給の見込みのある方へ、町より送付しております申請書を記入し、確認書類を添付の上、同封の返信用封筒にて返送をお願いします。(役場にて直接提出可能です。)

【公務員の児童手当(特例給付)受給者の方】

勤務先から配布された申請書を記入し、確認書類を添付の上、提出をお願いします。(下記のあて先まで郵送申請可能です。) 子育て世帯臨時特例給付金申請書(請求書)/公務員児童手当(特例給付)受給状況証明書



《提出先》 役場2階 ⑦番窓口(平日8:30~17:00)

《あて先》〒901-1195 南風原町字兼城686番地
南風原町役場 こども課
臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金対策室 宛
※平成26年1月1日時点で住民登録がある市町村へ申請となります。

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

お問い合わせ/こども課(役場2階) 2つの給付金対策室 ☎851-3989

国保年金課からのおしらせ

骨粗しょう症検査の補助について

骨粗しょう症検査の受診に対して補助をしています。

■対象者

国民健康保険に加入している、40歳から75歳未満の方。

■補助の内容

町指定の医療機関等で骨粗しょう症検査を受診する場合、検査にかかる費用から840円を割引します。(手続き等は特にありません。)

■町指定の医療機関等

沖縄県健康づくり財団、沖縄第一病院、南部徳洲会病院、とよみ生協病院
豊見城中央病院附属健康管理センター(女性のみ)、与那原中央病院、那覇市立病院健診センター



はり・きゅう・あん摩・マッサージ及び指圧の補助について

はり・きゅう・あん摩・マッサージ及び指圧の補助が受けられる利用券があります。

■対象者

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者(国保年金課の窓口にて受付します。印鑑と保険証が必要です。必ず持参してください。)

■補助の内容

町指定の施術所をご利用の際、800円の割引が受けられる利用券を交付します。利用券は1年間で12枚利用できます。(利用券は、ご本人のみ利用できます。)

お問い合わせ/国保年金課 ☎889-1798